

長浜市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、同法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者より廃止の届出がありましたので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示します。

令和8年3月3日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地
（名 称） 株式会社CLUB MAISON
（主たる事業所の所在地） 滋賀県長浜市高田町61番地
- 2 事業所の名称及び所在地
（名 称） アシスト
（所 在 地） 滋賀県長浜市八幡東町198-4
- 3 廃止年月日
令和8年3月31日
- 4 サービスの種類
特定相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業者番号
2530300090